



# **下水道事業の経営課題と将来予測**

## **～広域化・共同化と官民連携（PPP/PFI）の連動に向けて～**

**2019年4月**

## 目次

要旨・調査概要	P.2
1. 下水道事業の概要・特徴について	P.3
2. 下水道事業の経営課題	P.8
3. 下水道事業の簡易将来推計	P.14
4. 経営課題解決に向けた取組事例	P.20
5. 広域化・共同化と官民連携の運動に向けて	P.31



## **1. 下水道事業の概要・特徴について**









## **2. 下水道事業の経営課題**









## 下水道事業の経営課題⑧ 下水道資源の有効活用

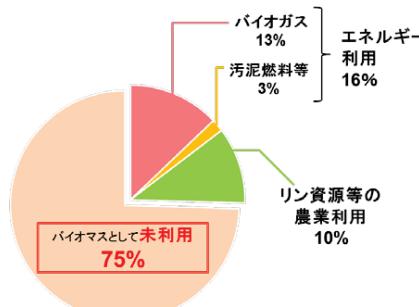
- 下水処理の過程で排出される下水汚泥、バイオガス、下水熱等の下水道資源は、質・量ともに安定し、収集の必要がなく、エネルギーの需要地である都市部において発生する等、バイオマスとして高い活用可能性を有している（【図表32】）
- 下水汚泥に含まれる無機物については、セメント等の建設資材の材料等にリサイクル利用されているものの、有機物（バイオマス）の利用は低水準に留まり、今後一層の有効活用が望まれる（【図表33】、【図表34】）

【図表32】バイオマスの年間発生量（2016.3末時点）

バイオマスの種類	年間発生量 (万t)
家畜排泄物	8,100
<b>下水汚泥（濃縮ベース）</b>	<b>7,800</b>
パルプ廃液（乾燥重量）	1,300
紙	2,700
食品廃棄物	1,700
製材工場等残材	640
建設発生木材	500
農作物非食用部（稻わら、穀殻等）	1,300
林地残材	800

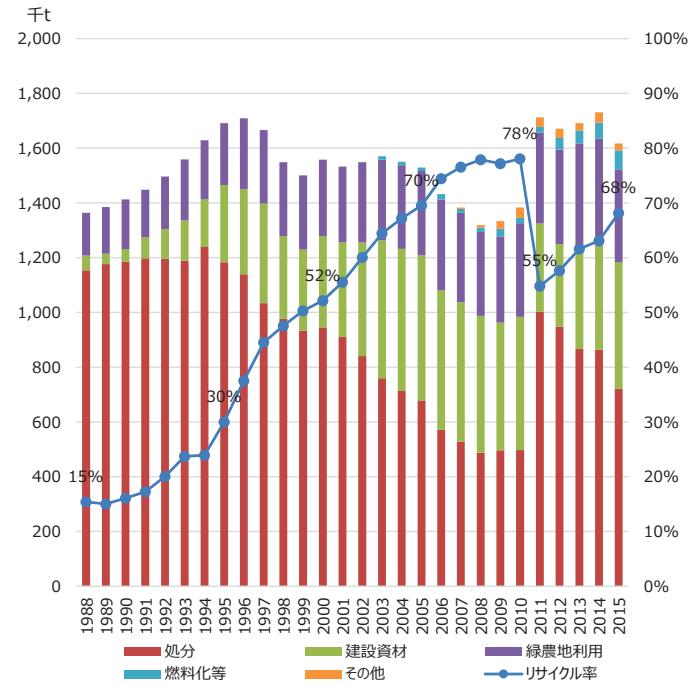
資料：農林水産省「バイオマス活用推進基本計画」（2016.9）

【図表34】下水汚泥中のバイオマス利用率（2016.3末時点）



資料：国土交通省HP「資源・エネルギー循環の形成」

【図表33】汚泥量（固形物量）とリサイクル率の推移



資料：国土交通省HP「資源・エネルギー循環の形成」掲載のデータに基づき作成

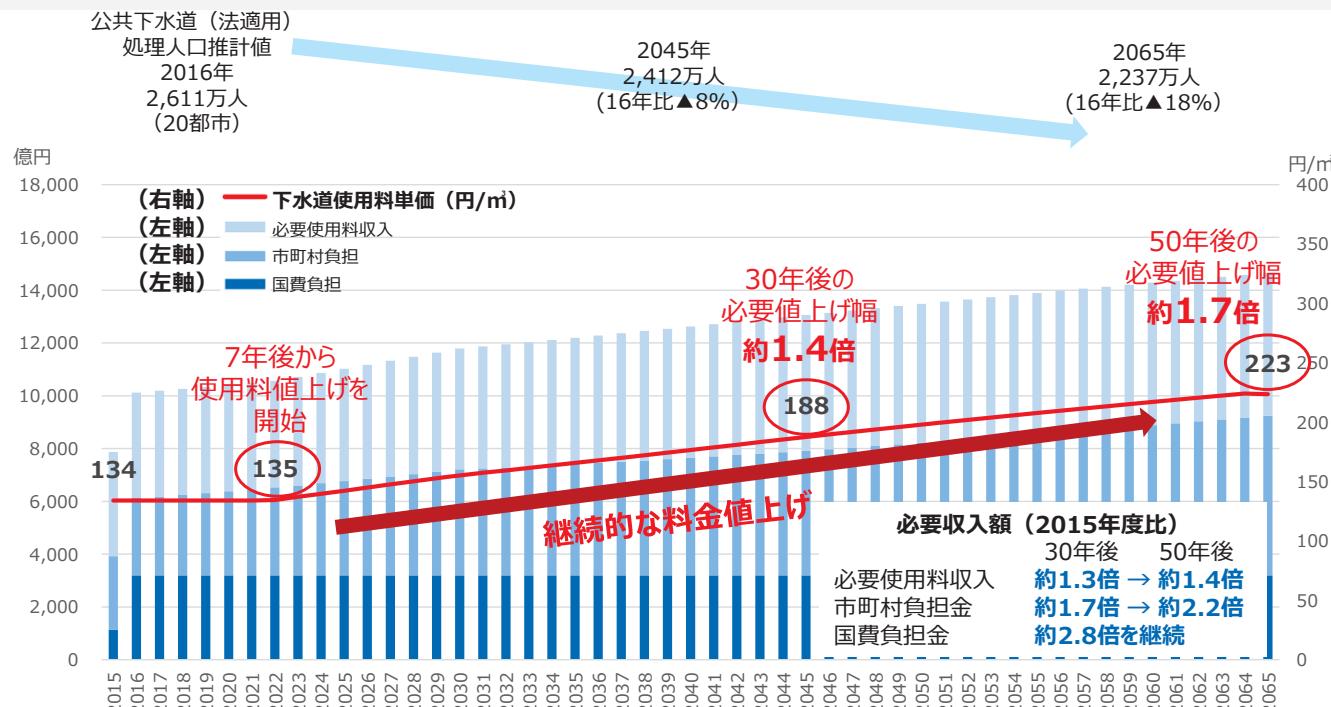
### **3．下水道事業の簡易将来推計**





## 推計結果～政令指定都市【推計①】～

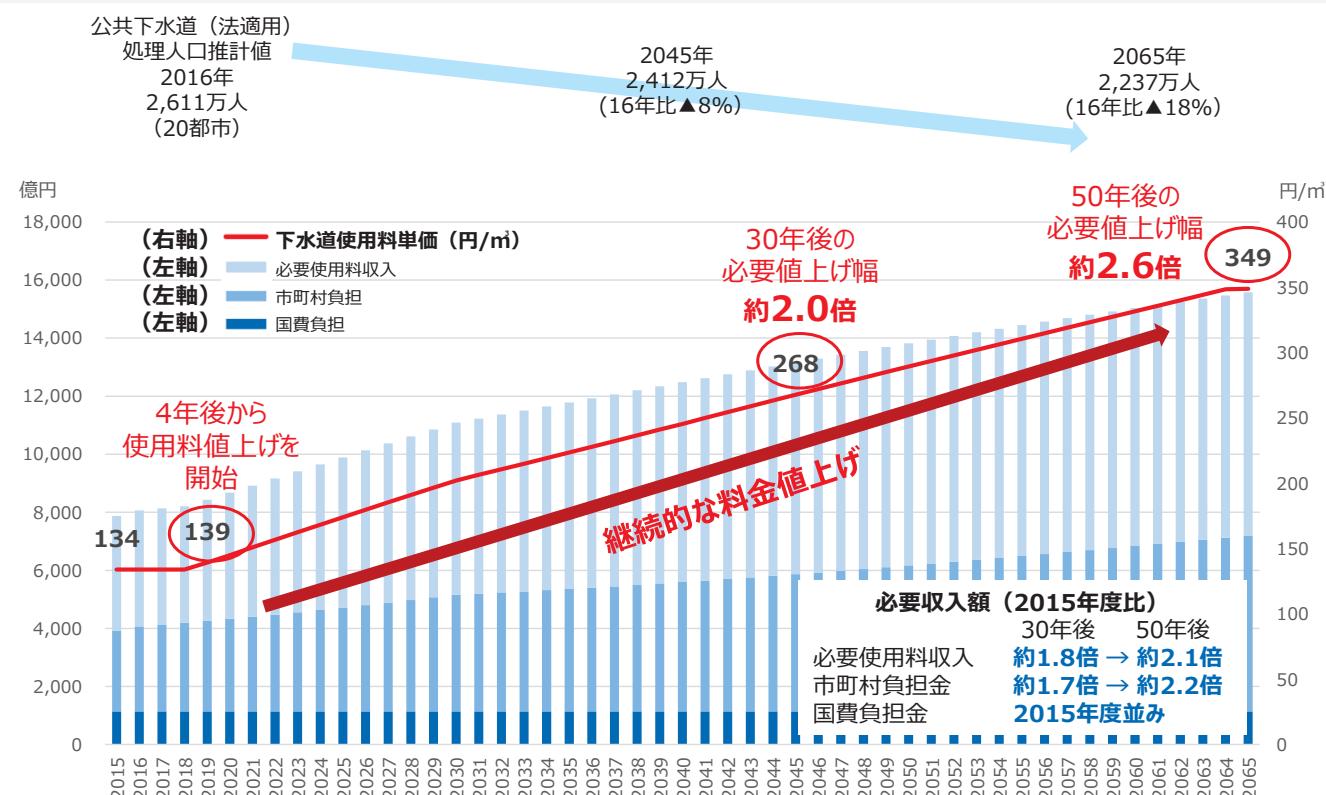
- 政令市においては、国費による補助率が現状並みで維持された場合、適切な管路改善を行うにあたって、国費による負担額は2015年度比約2.8倍が必要となる。また、雨水処理に係る負担が大きいことから、市町村の負担額は、2045年度（30年後）には同約1.7倍、2065年度（50年後）には同約2.2倍が必要となる一方、黒字確保のために必要な下水道使用料収入は30年後には同約1.3倍、50年後には同約1.4倍となるものと予測される
- その結果、2022年度（7年後）からは下水道使用料（単価）の値上げが必要となり、30年後には2015年度比約1.4倍、50年後には同約1.7倍の水準まで値上げが必要と想定される



資料：総務省「地方公営企業年鑑（2015年度版）」のデータに基づきDBJ作成

## 推計結果～政令指定都市【推計②】～

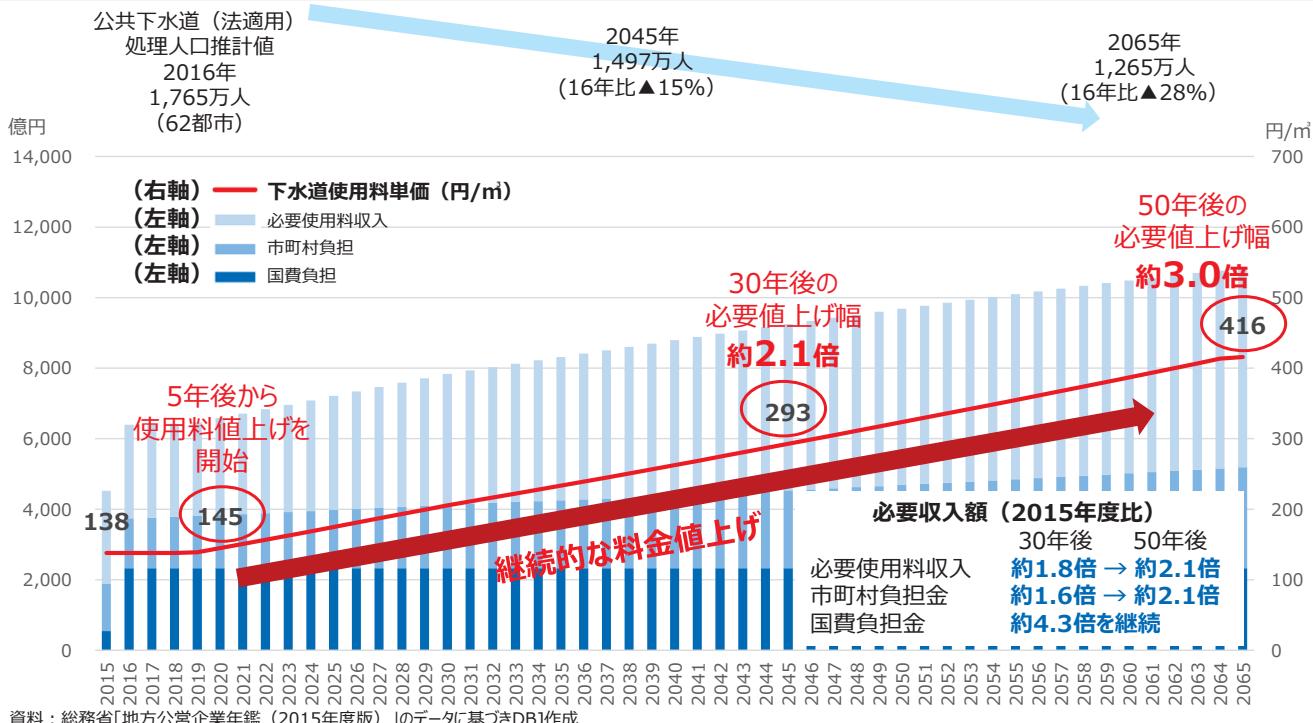
- 財政制約等により、国庫補助額が現状程度で推移する場合、2019年度（4年後）から下水道使用料（単価）の値上げを開始し、30年後には2015年度比約2.0倍、50年後には同約2.6倍の水準まで値上げが必要と想定される



資料：総務省「地方公営企業年鑑（2015年度版）」のデータに基づきDBJ作成

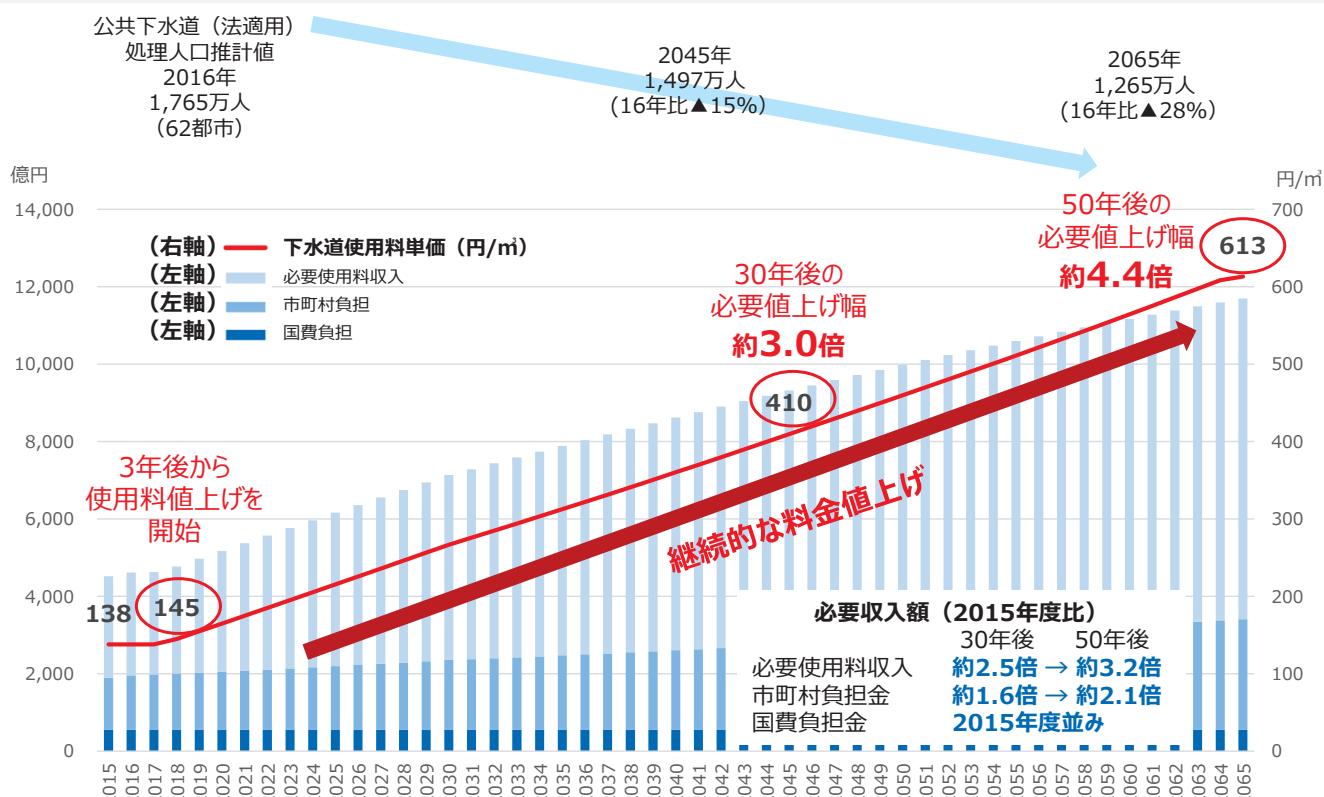
## 推計結果～人口20万人以上の都市（東京都・政令市を除く）【推計①】～

- 東京都・政令市を除く人口20万人以上の都市では、国庫補助率が現状並みで維持された場合、適切な管路改善を行うにあたって、国費による負担額は2015年度比約4.3倍が必要となる。また、市町村の負担額は、2045年度（30年後）には同約1.6倍、2065年度（50年後）には同約2.1倍に、黒字確保のために必要な下水道使用料収入は30年後には同約1.8倍、50年後には同約2.1倍となるものと予測される
- その結果、2020年度（5年後）からは下水道使用料の値上げが必要となり、30年後には2015年度比約2.1倍、50年後には同約3.0倍の水準まで値上げが必要と想定される



## 推計結果～人口20万人以上の都市（東京都・政令市を除く）【推計②】～

- 財政制約等により、国庫補助額が現状程度で推移する場合は、2018年度（3年後）から下水道使用料（単価）の値上げを開始し、30年後には2015年度比約3.0倍、50年後には同約4.4倍の水準まで値上げが必要と想定される





## **4. 経営課題解決に向けた取組事例**



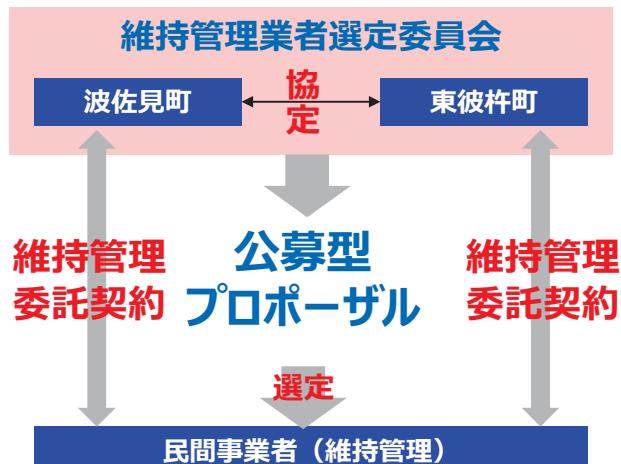




## ＜事例⑥＞共同プロポーザルによるスケールメリットの創出（長崎県波佐見町・東彼杵町）

- 長崎県波佐見町および東彼杵町では、2町の下水道事業計画の認可取得、下水道整備が同時期であったこと、市町村合併を前提として処理方式や機器仕様を統一していたこと等を契機に、市町村合併が白紙となった後も、処理場等維持管理の共同化を推進
- 維持管理業者プロポーザルの共同実施により、委託人件費の削減や職員数の削減を実現するとともに、スケールメリットの創出により民間企業の参画を促進

【共同プロポーザルのイメージ】



【委託内容（同一事業者が受託）】

	波佐見町	東彼杵町
業務委託対象施設	処理施設 中継ポンプ施設 マンホールポンプ施設	処理施設
業務委託内容	①処理施設の運転操作監視および保守点検 ②ポンプ場・マンホールポンプ施設の運転操作監視および保守点検 ③自動警報装置による緊急時の対応 ④水質管理 ⑤修繕	①運転操作監視および保守点検 ②自動警報装置による緊急時の対応 ③水質管理 ④ユーティリティーの調達 ⑤修繕
性能発注のレベル	レベル1（今後委託範囲の拡大を検討）	レベル2.5

資料：国土交通省「下水道事業の広域化・共同化について」（2018.2）

## ＜事例⑦＞下水道BCPの共同化（栃木県）

- 栃木県では、県内を5つのブロックに分け、ブロックごとに任意の「下水道BCP連絡協議会」を設置
- 2011年3月の東日本大震災により、県北東部の下水道施設で被災があったこと、近年の人口減少により県内市町の下水道担当職員が減少していることから、下水道事業における災害時の連携強化に向けた意識が高まっていたことで、協議会の設置が進む

### 協議会設置の背景、概要

- 2013年度に県から各市町に「下水道BCP連絡協議会」（任意協議会）の設置を提案し、同年度に県内5ブロックに下水道BCP連絡協議会を設置
- ブロック設定にあたっては、地形・旧都市といった地域性や災害時に迅速に連携可能な近隣市町同士のグルーピングとすること、災害時の人材支援が可能となるよう行政規模等を考慮

### 取組の概要

- 【下水道BCPの共同化】
  - 2013年度に県が研修会を開催し、下水道BCPに記載すべき項目等を支援、県内市町が統一した書式で「下水道BCP（共通編・地震編）」を策定
  - 県が下水道BCPの更新に関するアドバイスを行い、2016年度に「流行性感染症編」を追加
    - ⇒ インフルエンザ等で職員の40%が欠勤となった場合の対応方法を記載
- 【下水道BCPに基づく合同訓練】
  - 2014年度以降、県が災害時行動シナリオ例を提示し、合同訓練を実施
    - ※主な行動シナリオ：下水道対策本部の設置/情報収集・伝達訓練 等

【下水道BCP連絡協議会のブロック】



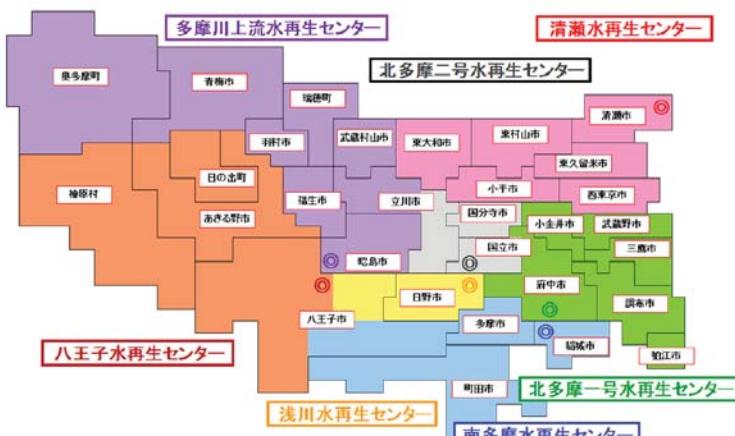
※塩谷町：下水道事業未実施  
メンバー：各市町の下水道担当職員（課長含む）  
県（オブザーバー）

資料：国土交通省「下水道事業の広域化・共同化について」（2018.2）

## <事例⑧> 災害時し尿処理の共同化（東京都）

- 東京都では、都と区・市町村との間で、災害時における都と区・市町村の役割分担を明確にした「災害時における水再生センターへのし尿搬入および受け入れに関する覚書」を締結し、災害時のし尿処理に係る行動手順をBCPに位置づけ
- 被災時には、区・市町村が、管内の避難所の仮設トイレ等で発生したし尿を、都の設置するし尿受け入れマンホールまたは東京都水再生センター内までバキューム車で運搬し、都は水再生センターでし尿を受け入れ、処理を行う

【多摩30市町村の受入体制図】



【区・市町村と都の役割分担】



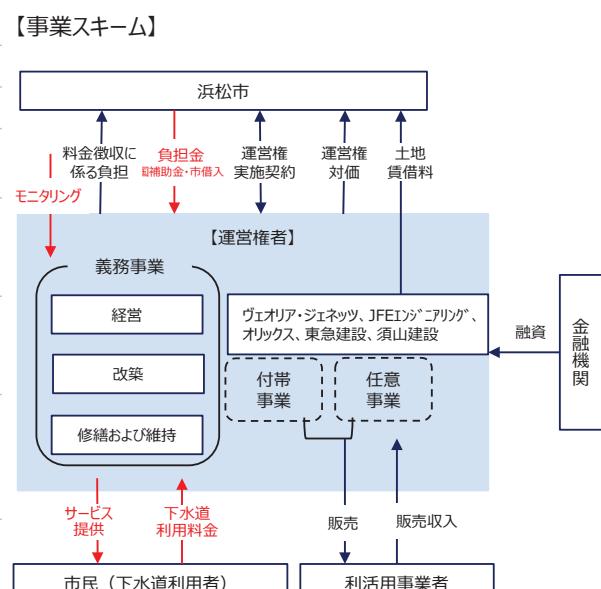
※ 区部のみ

資料：国土交通省「下水道事業における広域化・共同化の事例集」（2018.8）、東京都「災害時のし尿の搬入・受入れについて」

## <事例⑨> コンセッション方式による設備更新への民間活力導入（浜松市）

- 浜松市では、2016年4月に西遠流域下水道が県から市に移管されることに伴い、コンセッションを導入（全国初の下水道コンセッション事例）
- 下水管路を除く施設に運営権を設定。運営権者は下水道使用料の一定割合を自らの収入とし、市と連携して施設の改築更新を実施

概要	料金収入の減少や施設の老朽化、職員減少に伴う技術継承への問題等へ対応するため、コンセッションを実施
期間	2018年4月1日～2038年3月31日（20年間）
運営権対価	25億円
運営権者	ヴェオリア・ジャパン（代表）、ヴェオリア・ジェネット、JFEエンジニアリング、オリックス、東急建設、須山建設
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>西遠浄化センター</li> <li>浜名中継ポンプ場</li> <li>阿藏中継ポンプ場</li> </ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務事業（経営・改築・維持管理）</li> <li>付帯事業（消化ガス発電、固形燃料化事業 等）</li> <li>任意事業（太陽光発電、風力発電事業 等）</li> </ul>
更新投資	事業期間中の改築総額上限は、約279億円（税抜） 運営権者は改築に係る費用の10分の1相当額のうち、事業期間終了以降に係る減価償却費相当額を除いた部分を負担
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国初の下水道事業コンセッション事例</li> <li>運営権の設定対象から管路を外すことで、官民の適切な役割・リスク分担を図る</li> </ul>

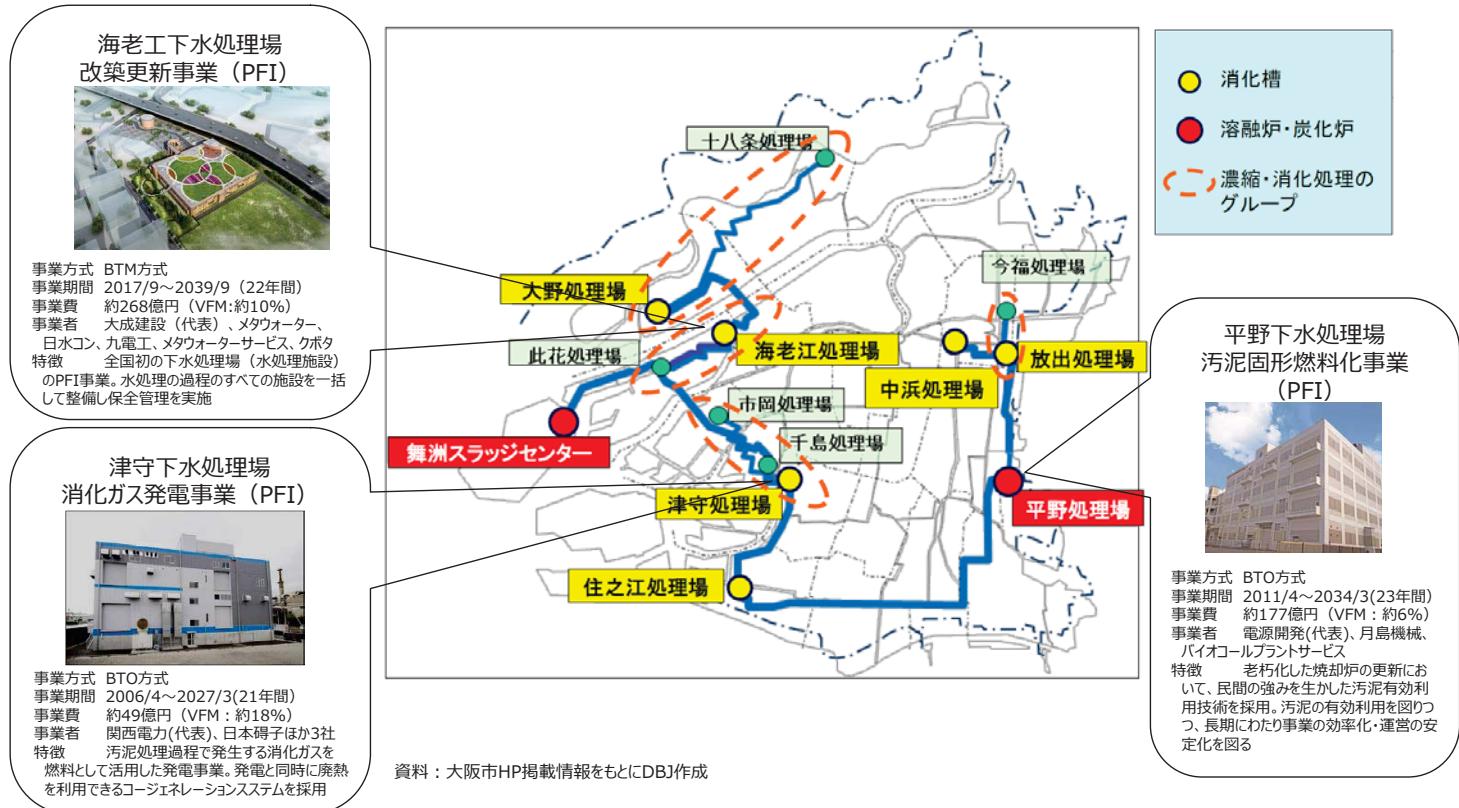


資料：浜松市HP掲載情報をもとにDBJ作成

## <事例⑩> PFIの積極活用によるコスト削減の取り組み（大阪市）

- 大阪市では、民間の創意工夫による事業費の削減等を図るため、下水道事業にPFIを積極活用
- 汚泥処理施設2施設をPFIで整備したほか、全国初の下水処理場（水処理施設）のPFIを実施

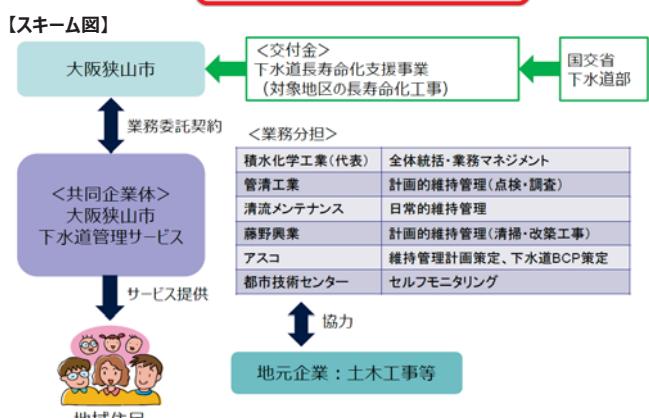
### 【大阪市下水道事業の概要とPFIの活用状況】



## <事例⑪> 管路施設の包括的民間委託（大阪府大阪狭山市）

- 大阪府大阪狭山市では、技術継承、人口減少による下水道使用料収入減少、老朽化対策等の課題解決を図るため、2016年度から管路施設の包括民間委託を実施
- 安定的かつ継続的に下水道施設の機能を発揮できるようにするために、これまでの「発生対応型」の下水道維持管理から「予防保全型」の維持管理への転換を図る

概要	公費負担の軽減と効率的な事業推進のため、下水道管路施設の維持管理に関する各種業務および計画策定等について包括的に委託する事業
期間	2016年4月～2021年3月（5年間）
委託金額	約198百万円（税抜き）
事業者	積水化学工業（代表）、管清工業、清流メンテナンス、藤野興業、アスコ、都市技術センター
対象施設	市内全域の管路（污水・雨水）、マンホール（マンホールポンプ含む）、取付け管、公共樹等
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的維持管理業務</li> <li>点検、調査業務</li> <li>清掃業務</li> <li>長寿命化計画に基づく改築工事</li> <li>計画策定業務</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国初の国庫補助対象の本管長寿命化工事（5年分）を含む包括的民間委託</li> <li>維持管理業務に加え、長寿命化計画に基づいた改築工事と計画策定業務をパッケージ化して包括的に委託することで業務の効率化を図る</li> <li>長寿命化計画策定時に「包括委託分を除く対象施設」と「包括委託対象施設」に分割し、本事業で行う改築工事実施箇所を市が明確に指定</li> </ul>

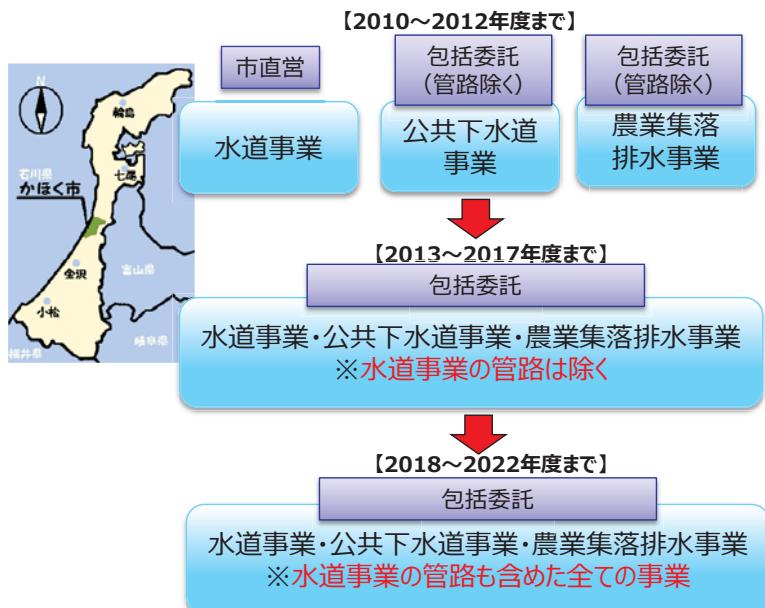


資料：大阪狭山市「大阪狭山市の下水道事業と包括民間委託について（2017.11.28）」  
(国土交通省「下水道における新たなPPP/PFIの促進に向けた検討会」第13回検討会資料)

## <事例⑫> 上下水道事業の一体的包括委託（石川県かほく市）

- 石川県かほく市では、合併による人員削減により上下水道施設に対する十分な点検や管理が行えておらず、ノウハウが喪失したことや、更なるコスト削減が求められていたこと等の理由から、包括的民間委託を導入
- 上水道事業、下水道事業および農業集落排水事業を一体的に包括委託することにより、スケールメリットを創出
- 2018年度の委託契約更新にあたって、水道事業の管路も対象に含める等、段階的に委託範囲を拡大

概要	市が所管する上下水道施設の維持管理に関する各種業務について、包括的に民間委託する事業
期間	2018年4月から5年間
委託料	1,458百万円（税込み） (参考：2013年からの5年間は843百万円)
事業者	西原環境（代表）、ヴェオリア・ジェネット、フジ地中情報、柿本商会、河北郡衛生
対象事業	①水道事業 ②公共下水道事業 ③農業集落排水事業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道に係る様々な業務の一括管理により、効率的な維持管理を実現し、2013年度からの5年間で従来手法と比較して約8%（5年総額：約75百万円）の削減効果</li> <li>水道事業の水源は、県営水道からの受水（40%）と自己水（60%、深井戸）であり、原水が良質であることから、水道技術管理者の配置義務が生じる第三者委託制度は採用せず、包括委託で実施</li> </ul>

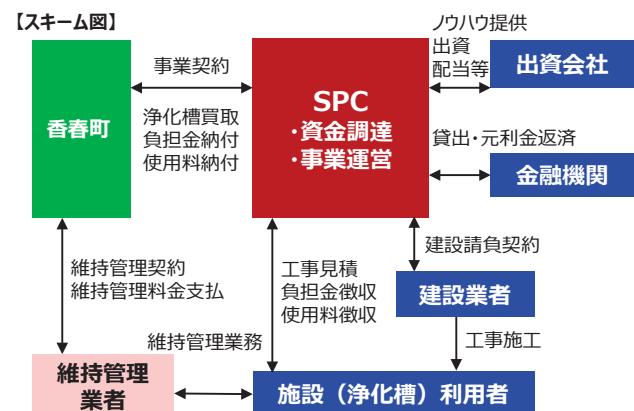


資料：かほく市HP、国土交通省HP掲載の情報をもとにDBJ作成

## <事例⑬> PFIによる浄化槽の整備（福岡県香春町）

- 福岡県香春町では、住民の生活排水処理・公共用水域の環境保全を図るために、汚水処理の未普及地域に対し、合併浄化槽の整備を推進。職員数が限られるなか、事業を進めるため、PFIを活用
- 民間企業へのインセンティブ付与等の効果により、浄化槽の普及速度はPFI導入前の約10倍に上昇

概要	・全国初のPFIによる合併浄化槽の整備事業 ・排水処理施設の未普及地域に対し、合併浄化槽を整備
施設規模	最大5,000基
事業方式	BTO方式・サービス購入型
事業期間	設計・施工：2004年4月 維持管理・運営：2006年9月～2016年8月末（10年間）
事業費	50億円
VFM	14.2%（特定事業選定時）
事業者	松村産業（株）、フジクリーン工業（株）、田川環境整備事業者協組16社、香春町水道組合7社
検討の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>香春町では、香春町を含む1市8町を対象とした流域下水道創設の構想が頓挫したため、合併浄化槽の整備による未普及地域への対応を検討</li> <li>しかし、市町村設置型による浄化槽整備推進に充てられる職員確保が困難であったことから、職員の増員なく設置が可能となるPFIを導入</li> </ul>
特徴	・インセンティブ・ペナルティ条項の設定により、民間企業による積極的な顧客開拓を促し、整備期間の短縮化を実現



### 【費用の比較】

事業	費用（個人負担額）	設置数	インセンティブ&ペナルティ
①個人設置型（補助金交付事業）	123万円（補助金35万）	50基以下	-20%
②市町村設置型	80万円（行政負担79万）	50～80基	0%
③市町村設置型（PFI方式）	58万円（行政負担72万、SPC20万）	80基超（+30基毎）	+20%ずつ（最大201基以上、100%）

※買取価格の増減率（年度毎）

資料：香春町HP掲載情報に基づきDBJ作成

## <事例⑭> 未利用バイオマス資源の集約化・有効利用（愛知県豊橋市）

- 愛知県豊橋市では、未利用バイオマス資源のエネルギー利用を行うため、PFIによりバイオガス化施設を整備。これまで別々に処理されていた下水汚泥、し尿、浄化槽汚泥、生ごみを集約し、処理する過程でバイオガスを取り出してガス発電のエネルギーとして利用
- 汚泥等を一箇所にまとめて集約処理することにより、維持管理・運営にかかるコストを低減。スケールメリットの創出により、民間事業者の参画を実現

概要	下水汚泥、し尿、浄化槽汚泥、生ごみを集約しメタン発酵処理し、その過程で生成されるバイオガスを燃料として発電する施設の建設、維持管理、運営を実施する事業
期間	2014年12月～2037年9月 (維持管理・運営 20年間)
契約金額	約148億円
事業者	JFEエンジニアリング（代表）、鹿島建設、鹿島環境エンジニアリング、オーテック
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオガス発電による電力の販売量は680万kWh/年（一般家庭換算：約1,890世帯分）</li> <li>発電した電力は20年間固定価格買取制度を利用して、電力会社に39円/kWhで買い取られる</li> <li>メタン発酵後に残った汚泥も炭化燃料にすることで、完全エネルギー化を実現</li> <li>バイオガスを利用した発電事業、発酵後の汚泥の活用事業および付帯事業（太陽光発電等）は独立採算による運営（但し、バイオガス利活用による収入の一部は市に還元）</li> </ul>



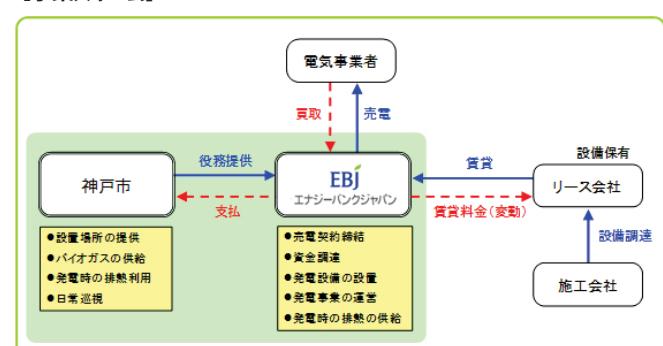
資料：豊橋市HP、JFEエンジニアリングHP掲載の情報をもとにDBJ作成

## <事例⑮> 民設民営によるバイオガス発電事業（神戸市）

- 神戸市では、民間事業者に対し、汚泥処理時に発生するバイオガスおよび事業用地（下水処理場内の空き地）を提供。民間事業者が、バイオガス発電設備および空き地を利用した太陽光発電設備を整備し、その維持管理業務を受託。固定価格買取制度に基づき売電を行う
- 神戸市は公費負担無く、売電収入の約2割を收受することが可能に

概要	垂水下水処理場の施設上部空間および下水道固有の資源（バイオガス）を活用した発電事業
期間	20年間（2014年3月から発電開始）
事業費	神戸市の負担無し
事業者	エナジーバンクジャパン（大阪ガス100%子会社）
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間発電量は太陽光発電200万kWh、バイオガス発電250万kWhの合計450万kWhとなり、一般家庭1,300世帯分の電力を供給</li> <li>売電収入については、官民の役割分担に応じて分配される仕組み。年間売電収入約1.7億円のうち2割程度が神戸市の収入となる</li> <li>神戸市は事業用地の提供、バイオガスの供給等のみを行い、民間事業者が資金調達、発電設備の設置・運営等を行うことにより、発電にかかる公共負担が発生しない仕組みを構築</li> </ul>

【事業スキーム】



【太陽光発電設備】



【バイオガス発電設備】



資料：総務省HP、国土交通省HP、神戸市HP、大阪ガスHP掲載の情報をもとにDBJ作成

## <事例⑯> 上下分離による下水道事業の「新たな経営形態」の構築（大阪市）

- 大阪市では、下水道経営への更なる民間原理の導入や市の有する技術・ノウハウを市の外部（国内外）に対して、広域的に展開していくことを目的に、上下分離による下水道事業の「新たな経営形態」の構築に取り組んでいる
- 2016年7月には市の全額出資によりクリアウォーターOSAKA（株）を設立し、同社に対して職員を転籍させ、市内全域の下水道施設に係る包括委託業務を開始したほか、市域外に対しても業務を展開

### 【経営改革の視点】

#### 民間原理の導入

- ・民間原理を取り込める組織形態とし、費用削減や投資効率化を目指す。

#### 市が持つ資源の活用

- ・下水道に関する総合的な計画・運営・実施能力を強み（資源）として活用。

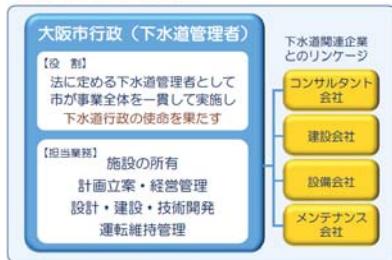
#### 運営管理の分離

- ・会計上、設備投資や起債償還、利払が大きな割合を占めることから、施設所有と運営を分離し、運営管理の効率化が進みやすい仕組みを作る。

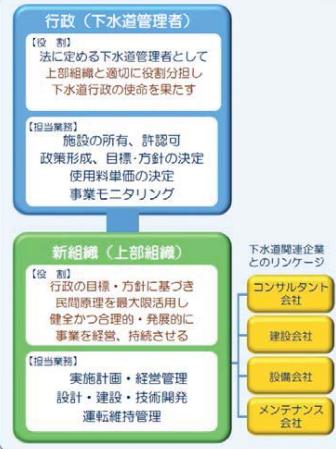
上下分離による  
経営形態の見直し

### 【経営形態の見直しについて】

#### 現在の経営形態



#### 「新たな経営形態」



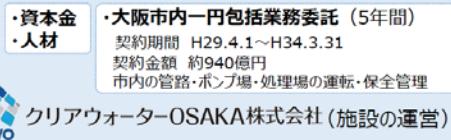
### 【クリアウォーターOSAKA（株）について】

#### ★企業概要★

設立：平成28年7月1日  
資本金：1億円（大阪市100%）  
社員数：約1,000人  
うち、行政経験を有する事務・技術社員：約100人  
運転・保全管理の技術・ノウハウを有する社員：約730人

#### ★下水道事業の上下分離（大阪市包括業務）★

##### 大阪市（施設の保有）

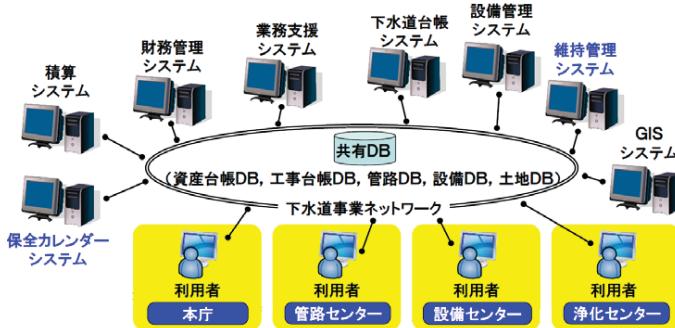


資料：大阪市「大阪市におけるPPP/PFIの取組」  
(国土交通省)第16回下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」資料)

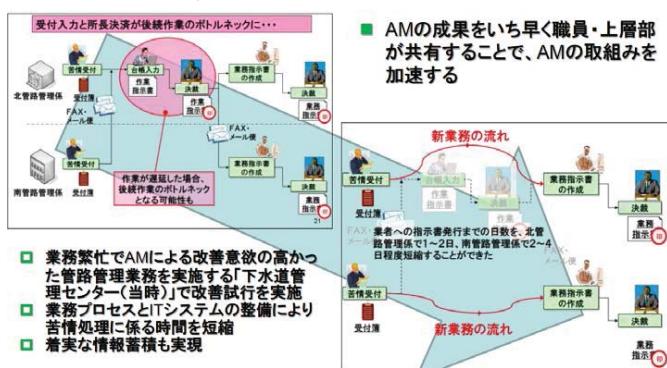
## <事例⑯> ICTを活用したアセットマネジメントの取り組み（仙台市）

- 仙台市では、下水管路の老朽化が進行していることを踏まえ、今後必要となる更新費用の予測や平準化を行うため、2013年にアセットマネジメントを本格導入。導入の検討に際し、データ管理体制の不備やシステム間の連携不足が課題となつたことから、ICTの大規模見直しを実施
- ①台帳の改善、②リスクマネジメントとそれに基づく目標・計画策定、③業務プロセス改善に関しICTを活用し、2014年3月には日本の下水道事業者として初めてISO55001認証を取得。リスク評価に基づく更新費用予測や管路不具合情報の蓄積等により、コストの縮減や苦情対応時間の短縮等に取り組む

### 【ICTシステム整備のイメージ】

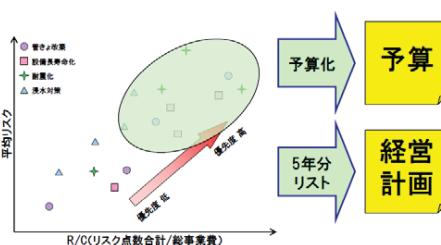
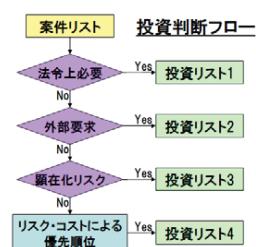


### 【ICT活用による業務プロセスの改善】



### 【リスクとコストに基づく投資判断基準と判断フローの作成】

- リスクとコストを用いた投資判断基準と判断フローを作成
- 判断フローにより必ず実施が必要な案件を抽出
- 算出したリスク点数を用いて、残りの工事案件について評価マップを作成
- 予算策定や中期経営計画策定期の優先順位付けに利用

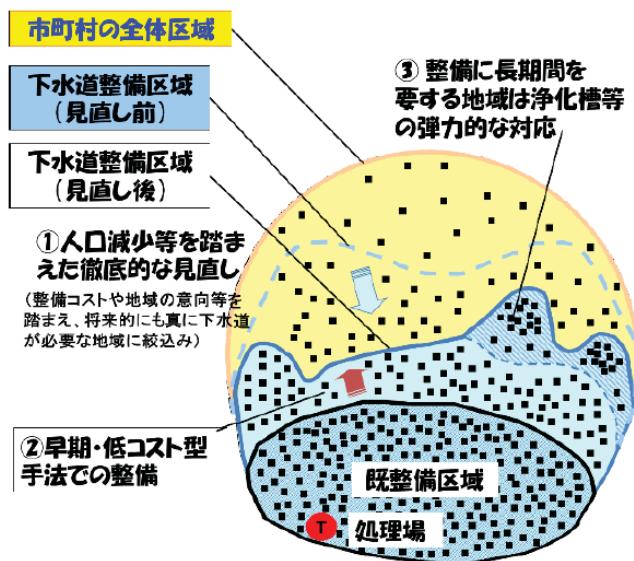


資料：仙台市「仙台市下水道事業におけるアセットマネジメントの導入とICT」

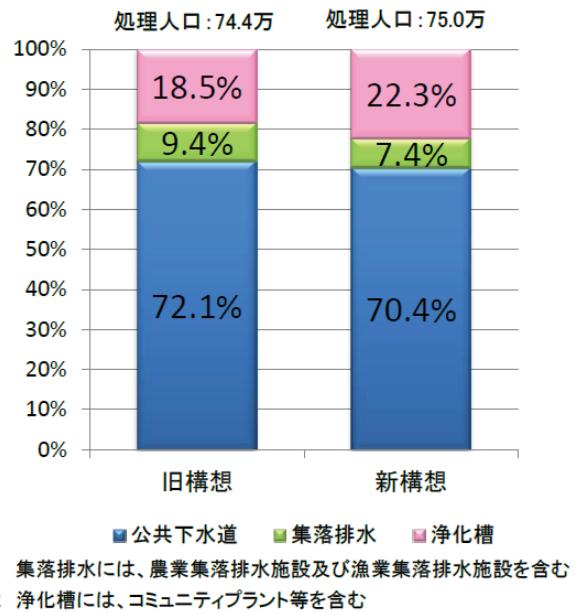
## <事例⑯> 污水処理手法の最適化（佐賀県）

- 佐賀県では、2014年1月に国交省、農水省、環境省が共同で策定した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、都道府県構想の見直しを実施
- 見直しにあたっては、人口減少等の社会情勢の変化を勘案し、公共下水道による処理区域を浄化槽処理区に変更する等、地域の事情に応じた最適な汚水処理手法の選択に取り組む。浄化槽による計画処理人口の割合を18.5%から22.3%に増やす等により、長期的観点から効率的な運営管理手法について検討

【計画区域見直しのイメージ】



【佐賀県構想の新旧比較】



資料：総務省「下水道事業の抜本的な改革の方向性」

## <事例⑯> 普及率に応じた下水道使用料の段階的引き上げ（兵庫県明石市）

- 明石市では下水道普及率がほぼ100%となったことを踏まえ、下水道施設を適正に維持し、長期的に安定した経営基盤の強化を図るために、段階的な下水道使用料の改定を実施
- 節水意識の高揚等に対応した使用料体系の見直しや、使用料収納率の向上、事業所排水の下水道切替の促進等により歳入の確保に努める一方、処理場包括的民間委託の導入や下水道資源の利活用により、維持管理費の削減に取り組む

【明石市下水道事業の概要】



- ◆4カ所の下水処理場で水処理を実施
- ◆中心市街地を中心に、約14%の区域が合流下水道

【下水道使用料改定の経緯】

改定年月	20m³/月使用料 (税抜)	資本費算入率※ (一般排水)	改定率
昭和47年10月	300円	0%	-
昭和51年10月	450円	0%	62.5%
昭和56年4月	650円	0%	84.5%
昭和59年7月	1,180円	0%	93.1%
平成2年7月	1,520円	30%	37.4%
平成9年4月	1,725円	45%	17.1%
平成18年4月	1,998円	65%	7.9%

※特定排水については昭和51年10月から100%算入

【経営基盤強化に向けた取組事項】

### 使用料体系の見直し

- ◆基本水量の変更 ( $10\text{m}^3 \rightarrow 5\text{m}^3$ )
- ◆累進度の緩和を3.2 → 2.8

### 歳入確保への取組

- ◆下水道使用料収納率の向上
  - クレジットカードによる納付制度の導入 (2012.1～)
  - 納付率：97.5% (2009年度) → 97.9% (2013年度)
- ◆水洗化の促進
  - 水洗普及指導員の戸別訪問に水洗化の奨励
  - 水洗化率：95.6% (2009年度) → 96.3% (2013年度)
- ◆事業所排水の下水道切替の促進
  - 自己処理している事業所排水の下水道接続を促進

### 維持管理費削減の取組

- ◆民間委託の導入 (効果：65百万円 (2013年度))
  - 処理場包括的民間委託、夜間休日運転管理委託等
- ◆汚泥消化ガス・焼却炉廃熱の活用 (効果：40百万円(2013年度))

### 今後の取組予定

- ◆雨水施設整備の重点化
- ◆施設の長寿命化による建設投資の抑制と平準化
- ◆下水道施設のネットワーク化検討
  - 処理場間を連絡管で接続

資料：総務省「下水道財政のあり方に関する研究会（第3回）」(2015.3.16)

## **5. 広域化・共同化と官民連携の運動に向けて**

## 広域化・共同化と官民連携の連動に向けて

- 本章では、下水道事業に係る広域化・共同化の取り組みに着目し、そのメリット・類型および地公体が自ら下水道事業の広域化・共同化に取り組むにあたっての制約・課題について整理するとともに、官民連携を通じて広域化・共同化に取り組むことの意義・効果について考察する。また、下水道事業の特性に応じた官民連携の方向性について考察し、中長期的視点に基づき、計画段階からの官民連携を通じて実質広域化・共同化を図っていくための手法、および、それを実現するうえで必要な制度改正等について検討を行う。
- 広域化・共同化のメリットには、①人材・技術力の確保、②設備利用の効率化・効率的な設備更新、③スケールメリット等があり、下水道事業の抱える各種課題を解決していくうえで、必要不可欠な取組である。
- しかし、地公体が自ら広域化・共同化に取り組むにあたっては、以下の制約・課題があるものと考えられる。
  - ①財源構造の違い…下水道事業は事業体毎の財源構造（下水道使用料による経費回収率等）の違いが大きく、事業統合等の抜本的な広域化・共同化が困難となっている
  - ②財政的インセンティブの不足…下水道事業においては公費負担に対する地方交付税措置があるため、広域化・共同化等によるコスト削減効果の全てが地公体には還元されず、広域化・共同化に取り組むインセンティブが不足している
  - ③マンパワーの不足…下水道事業に係る職員減少・高齢化が全国的な課題となっているなか、特に人口5万人以下の都市等では、維持管理に必要な最低限の人員で事業を行っているケースが多く、広域化・共同化と業務改善に取り組むにあたって、新たなマンパワーが必要となるが、当該人員・費用の負担が課題となっている
  - ④行政区画等による縛り…施設整備等ハード面の広域化・共同化にあたっては、地形面での合理性や設備更新タイミングの一一致等が重要となり、地公体の行政区画単位での広域化・共同化の検討が必ずしも適切とは言えない
- これらの課題は、広域化・共同化に官民連携で取り組むことによって解決できる可能性がある。広域化・共同化における官民連携のメリットとしては、以下が考えられる。
  - ①取引コストの削減…財源構造等の行政間の壁に囚われず、各種調整に係るコスト（取引コスト）の削減が可能
  - ②明確なインセンティブ…営利企業である民間事業者は地方交付税措置等の条件に囚われず、コスト削減に対する明確なインセンティブを有することから、広域化・共同化の取り組みに対するインセンティブも大きい
  - ③職員融通の柔軟性・業務ノウハウの蓄積…地公体等の枠に囚われることなく、広域事業体の側で適切な人員配置を実施することが可能。また、人員の共通化等によるコスト削減や、技術・ノウハウの蓄積が期待できる
  - ④行政区画等の縛りを受けにくい…広域的な施設整備の検討等にあたって、行政区画に囚われず、地形面や設備更新のタイミング等を考慮した検討を行いやすい
- 官民連携を通じた実質広域化・共同化には、広域的なモニタリング体制を構築する必要があることや、事業統合や施設統合等の抜本的な広域化・共同化は行政主体の取組なしでは難しいこと等の制約・課題もある。しかし、官民連携を通じて広域化・共同化に取り組むことで、地公体は行政主体で広域化・共同化を行った場合に生じる莫大な取引コストを削減し、それによって時間や人的リソースを捻出することで、事業統合や施設統合といった骨太な取り組みに注力し、広域化・共同化に向けた好循環を生み出していくことが可能となる。
- 官民連携にあたっては、財源構造（雨水公費・汚水私費の原則や資本費に係る地方交付税措置等）や下水道資源の活用可能性等の下水道事業の特性を踏まえたうえで事業の検討を行う必要がある。財源構造等の特性を踏まえれば、下水道事業の設備投資における民間資金の導入は当面限定的となるものと見込まれるが、民間に対する適切なインセンティブ設計等を通じ、O&Mのトータル設計やICT活用等への民間技術の導入、中長期的な広域化・共同化等の検討に係る計画段階からの民間ノウハウの活用等に取り組んでいくことが望まれる。
- 中長期的視点に基づき、計画段階からの官民連携を通じた実質広域化・共同化を図っていくための手法として、「エージェント型広域化・共同化スキーム」を提案する。同スキームでは、広域化・共同化を検討する都道府県および市町村によって構成する「広域化・共同化委員会」が、官民コンソーシアム等からの「広域化・共同化計画」の提案を受け、同官民コンソーシアム等を「広域化・共同化エージェント」として指定し、「広域化・共同化エージェント」が「広域化・共同化計画」に基づき各種事業を実施することを想定しており、同スキームの活用によって、行政主体の広域化・共同化に係る制約・課題の克服が可能となるものと思われる。同スキームの実現にあたっては、「広域化・共同化エージェント」の認定制度の創設や、同スキームの活用に向けた財政面でのインセンティブ措置等が必要となるものと考えられる。

以上

## 広域化・共同化のメリットおよび類型について

- 広域化・共同化のメリットには、①人材・技術力の確保と管理体制の強化、②設備利用の効率化・効率的な設備更新、③スケールメリット等があり、下水道事業における課題解決において必要不可欠な取組である
- 第4章の事例にもある様に、広域化・共同化には様々な類型が存在。まだ事例はないものの、将来的には事業統合等の抜本的な広域化・共同化の実現が望まれる

### 【広域化・共同化のメリット】

メリット	内容
①人材・技術力の確保、管理体制の強化	人員規模が拡大することにより多様な技術者を確保でき、事業全体の技術力を向上させることができ。技術力の確保により運転管理の安定化が期待できるほか、集中管理等による効率的な管理等も可能
②設備利用の効率化、効率的な設備更新	施設・設備の共同利用等により、効率化が可能。また、処理区域の再編や施設・設備の再構築等により、全体のストック規模を縮小し、改築更新費や保守点検費用を削減することが可能
③スケールメリット	スケールメリットの発現により、共通事業の効率化や購買力の向上等が期待でき、コスト削減が可能

### 【広域化・共同化の類型について】

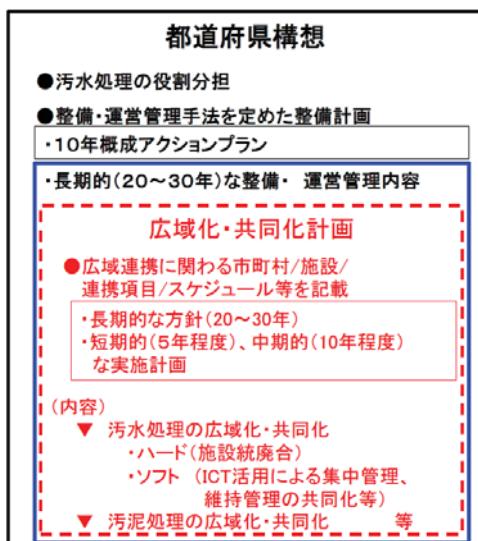
類型	内容
発注の共同化	地公体間連携または下水道公社等の活用による共同発注 <事例①> <事例⑤> <事例⑥>
維持管理の広域化・共同化	地公体間連携、事業間連携（流域下水道・公共下水道・集落排水施設等）による維持管理の広域化・共同化 <事例①> <事例⑤> <事例⑥>
施設・設備の広域化・共同化	市町村連携や県と市町村の協働による施設・設備の広域化・共同化（流域下水道編入、汚泥処理施設の共同化等）<事例①> <事例②> <事例③> <事例④>
広域的な災害対策	BCPや災害時における施設利用等の広域化・共同化<事例⑦> <事例⑧>
事業統合	複数下水道事業の統合や流域下水道事業と公共下水道事業の統合等（事例なし）

## 広域化・共同化に向けた政府の取組について

- 広域化・共同化を推進するため、政府では「経済・財政再生計画改革行程表2017改訂版」（2017年12月経済財政諮問会議決定）において、全ての都道府県における2022年度までの「広域化・共同化計画」の策定を目標として設定
- 都道府県に対し、関係4省（総務省、農水省、国交省、環境省）の連名にて、①2022年度までの「広域化・共同化計画」の策定、および、②2018年度早期の管内全市町村等が参加する検討体制構築を要請し、2018年度予算より社会資本整備総合交付金の交付要件に①・②を追加
- 2018年度予算において、「広域化・共同化計画」の策定から取組までを総合的に支援する「下水道広域化推進総合事業」を創設。また、先行的に計画策定に取り組む県の事例をモデル計画として整理し、水平展開していくことを検討

### 【広域化・共同化計画について】

- ・都道府県に対し、汚水処理施設の整備に係る都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」において、「広域化・共同化計画」を定めることを要請



### 【広域化・共同化に向けた昨今の政府の取組について】

#### ＜法定協議会の制定＞

- ・2015年5月の下水道法改正によって、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた「協議の場」としての法定協議会制度が創設

#### ＜社会資本整備総合交付金における要件化＞

(2017年度)

- ・すべての地方公共団体において下水処理場における各施設の改築を行うにあたっては、予め当該処理場の統廃合に係る検討を完了していることを交付要件化

(2018年度)

- ・2022年度までに、全ての都道府県において、広域化・共同化計画を策定することを交付要件化。また、その実現のため、各都道府県および市町村が連携して2018年度に策定の検討に着手することを交付要件化

#### ＜下水道広域化推進総合事業（2018年度予算）＞

- ・地方公共団体における汚水処理の広域化を推進するため、計画策定から取組までを総合的に支援する事業として創設

## 広域化・共同化に取り組むにあたっての課題について

- このように、国の施策として都道府県を中核とした広域化・共同化が推進されており、今後の成果が期待される一方で、地公体が自ら下水道事業の広域化・共同化に取り組むにあたっては、以下の制約・課題が残るものと思われる

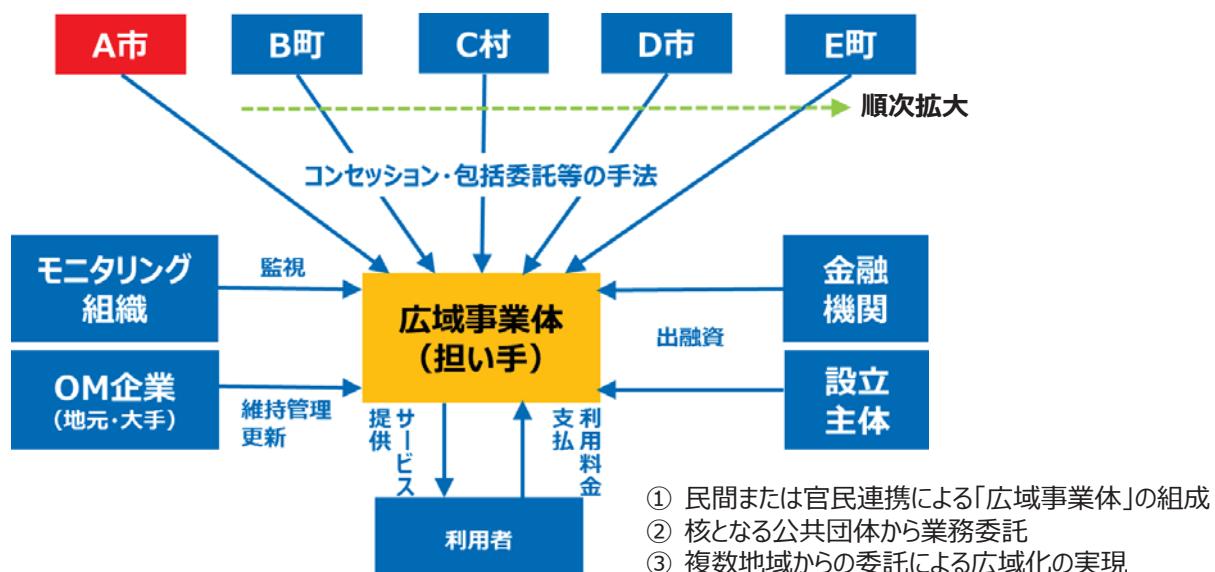
### 【行政主体の広域化・共同化の取組に係る制約・課題】

課題	内容
①地公体間の財源構造の違い	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道事業に係る財源構造は、人口密度が高く下水道使用料による経費回収率の高い政令市等と、人口密度が低く財源に占める国庫補助や一般会計繰入の比率が高い地公体の間で、大きな違いが存在</li> <li>財源構造の違いにより、広域化・共同化に対し、以下の課題が生じるものと考えられる           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業統合等の抜本的な広域化・共同化を目指す際に、一般会計繰入のルールや、地方交付税措置の状況が地公体毎に大きく異なるため、負担の公平化のために多大な調整が必要</li> <li>- そのため、事業統合等の抜本的な広域化・共同化は困難であり、発注の共同化や一部施設の共同化等、事業の一部分での広域化・共同化等に取り組みが制限されがち</li> </ul> </li> </ul>
②財政的インセンティブの不足	人口密度の低い都市では、総収益における公費負担割合が高く、地方交付税措置によってそれが支えられている。そのため、広域化・共同化によるコスト削減は地方交付税の減額という形で歳入の減少につながってしまい、地公体による取組の意欲が高まらない要因となっているものと推察される
③マンパワーの不足	下水道事業に係る職員減少・高齢化が全国的な課題となっているなか、特に人口5万人未満の都市等では、維持管理に必要な最低限の人員で事業を行っているケースが多く、広域化・共同化や業務改善に取り組むにあたって新たなマンパワーが必要となるが、当該人員・費用の負担が課題となっている
④行政区画等による縛り	施設整備等ハード面の広域化・共同化にあたっては、地形面での合理性や設備更新タイミングの一一致等が重要となり、地公体の行政区画単位での広域化・共同化の検討が必ずしも適切とは言えない

## 官民連携を通じた実質広域化・共同化（イメージ）

- 行政主体の広域化・共同化に係る制約・課題に対応するうえでは、官民連携を通じた実質広域化・共同化が効果的と考えられる。スキームのイメージは、以下の通り（【図表35】）
- ①コアとなる公営事業者（例えばA市）が官民連携の活用に踏み出すことを契機に、官民出資または民間コンソーシアムによる「広域事業体」を形成
  - ②公営事業者から「広域事業体」へ業務・運営委託等を実施
  - ③その後、当該「広域事業体」を受け皿として、複数の市町村からも順次業務・運営委託等を実施し、スケールメリットを働かせることによって、実質的に広域化・共同化と同様の効果を発現

【図表35】官民連携を通じた実質広域化・共同化 スキーム図



## 官民連携を通じた実質広域化・共同化のメリット

- 官民連携を通じた実質広域化・共同化のメリットとしては、①取引コストの削減、②コスト削減・広域化等に対する明確なインセンティブ、③人員融通の柔軟性／技術・ノウハウの蓄積等があげられる（【図表36】）

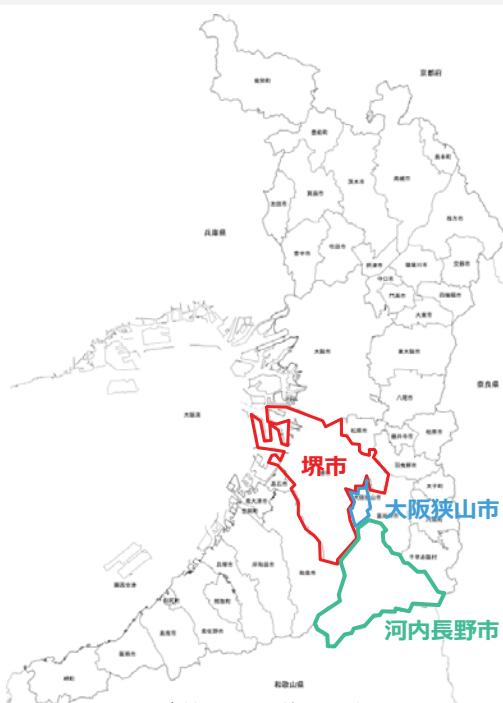
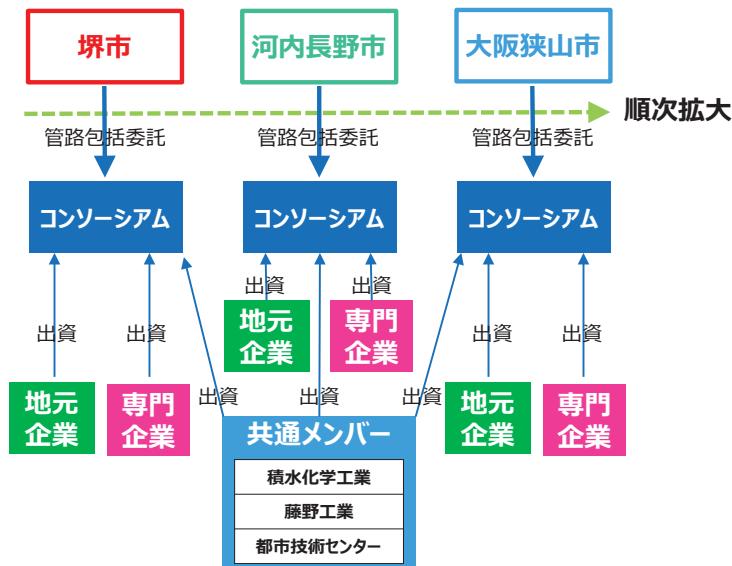
【図表36】官民連携を通じた実質広域化・共同化のメリット

メリット	内容
①取引コストの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政主体の広域化・共同化の実施にあたっては、多大な調整が必要。例えば、           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 財源構造の違いやマンパワー負担の発生等に伴い生じる地公体間の各種調整</li> <li>- 住民説明や議会決定等に係る地公体内部の各種調整</li> </ul>           等があげられ、これらの調整には多大なコスト（取引コスト）が発生</li> <li>・官民連携を通じた実質広域化の場合、これらの調整を地公体自ら行う必要がなく、取引コストを大幅に削減することが可能と考えられる</li> </ul>
②コスト削減・広域化等に対する明確なインセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料等とコストの差額が利益となる広域事業体（民間コンソーシアム）は、必然的にコストカットのインセンティブを有する</li> <li>・広域的な業務・運営等の受託により、スケールメリットを働かせることが広域事業体にとってもコストカットの手段となるため、広域化や共同化の推進に対するインセンティブを有する</li> </ul>
③人員融通の柔軟性／技術・ノウハウの蓄積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地公体等の枠に囚われることなく、広域事業体の側で適切な人員配置を行うことが可能</li> <li>・委託元が増えれば増えるほど、人員共通化等によるコスト削減が期待できるほか、出向者等ではない専門人員が長期にわたって広域事業体に所属することで、技術・ノウハウの蓄積による適切な技術承継が可能</li> </ul>
④行政区画等の縛りを受けにくい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な施設整備等にあたって、行政区画等に囚われず、地形面等を考慮した検討を行いやすい。また、設備更新のタイミング等を考慮した共同化等の提案を広域事業体から積極的に行っていくことも可能と考えられる</li> </ul>

## 官民連携を通じた実質広域化・共同化の事例

- 官民連携を通じて実質的に広域化・共同化が実現しているものと想定される事例としては、大阪府内の隣接する3市（堺市、河内長野市、大阪狭山市）における下水道管路の包括的民間委託がある（【図表37】）
- それぞれの事業ごとに事業内容やコンソーシアムメンバー等に相違はあるものの、隣接する3市が類似の包括的民間委託を実施し、それを同一の民間企業群を中心とするコンソーシアムが受託することで、緩やかに広域化と同様の効果を発現
- 政令市である堺市が先進的な下水道管路の包括的民間委託を導入したことが契機となり、近隣の河内長野市・大阪狭山市においても導入検討・合意形成が比較的スムーズに進捗

【図表37】官民連携を通じた緩やかな広域化の事例



## 官民連携を通じた実質広域化・共同化の制約・課題について

- 官民連携を通じた実質広域化・共同化の制約・課題としては、①広域的なモニタリング体制の構築が必要となること、②事業統合や施設統合等の抜本的な広域化・共同化の取組は行政主体の取組なしでは困難であること、③専任者規定等による制約、④単年度予算による制約、⑤リスク分担に係る制約等が考えられる

【官民連携を通じた実質広域化に係る制約・課題（例）】

制約・課題	内容
①広域的なモニタリング体制の構築	•広域化・共同化に伴い、広域的なモニタリング体制の構築が必要となる
②事業上の制約	•大規模なコスト削減を実現するうえでは、事業統合や施設統合等（流域下水道接続や処理場の統合等）が必要となるが、行政主体の取組なしでは、こうした抜本的な広域化・共同化は困難
③専任者規定等による制約	•広域事業体が複数地公体からの業務受託によって実質広域化・共同化を進めるにあたって、人員や事務所、機材等の共通化による効率化が期待されるが、地公体が委託の仕様上、専任人員の配置や専用事務所の設置等を必要以上に求めた場合、共通化が困難となり実質広域化・共同化の効果が薄れる
④単年度予算による制約	•下水道の改築更新は複数年にわたって計画的に行っていく必要があるが、現状その事業予算は下水道使用料では賄うことができず、国庫補助金や一般会計繰入等が前提となっており、国や地公体の予算額・予算成立スケジュール等による影響を受けることとなる •そのため、複数年に跨ぐ改築更新工事の前倒し実施や、年度予算成立前（年度上半期）における工事の実施等が困難であり、官民連携による効率化の効果が十分に発揮されない
⑤リスク分担に係る制約	•下水管路の維持管理・改築更新は下水道事業において大きなウェイトを占め、官民連携を通じた実質広域化・共同化の効果が大きいと考えられるが、下水管路は地下埋設物であるため現状把握が困難であり、道路陥没等の事故が起きた際のリスクを公共・民間のどちらが負担すべきかについての判断が難しく、リスク分担が不透明であることが民間参入が進まない要因の一つとなっている

資料：DBJ作成

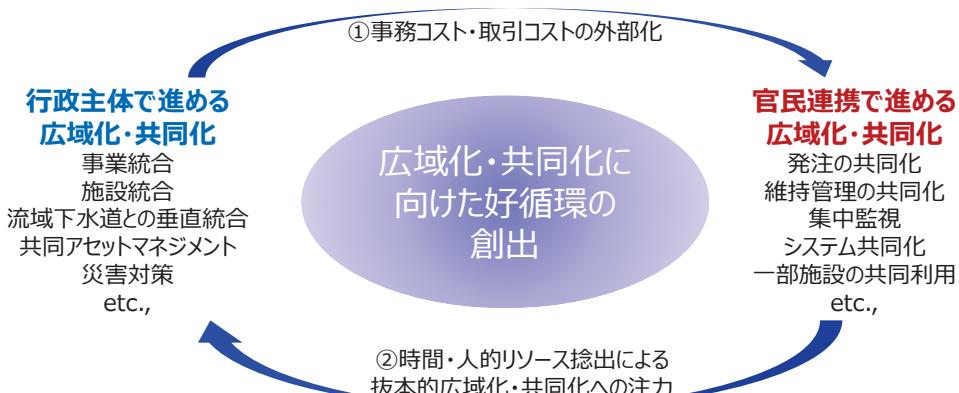
## 官民連携を通じた実質広域化・共同化の実現に向け望まれる取組

- 官民連携を通じた実質広域化・共同化の効果を最大限に発揮するためには、その効果を意識した柔軟な取組が必要
- 地公体は官民連携を通じて事業の効率性を高め、時間・人的リソース等を捻出することで、事業統合や施設統合といった抜本的な広域化・共同化に注力し、広域化・共同化に向けた好循環を生み出していくことが可能となる（【図表38】）

【官民連携を通じた実質広域化・共同化の効果を高めるために望まれる取組（例）】

事項	地公体に望まれる取組内容（例）
①専任者規定等の柔軟な運用	•広域事業体による効率的な人員配置や事務所・機材の共通化等を可能とするため、必要以上に専任者の配置を求める等の官民連携を通じた実質広域化・共同化を意識した発注の検討
②予算措置の柔軟化	•委託期間中におけるフレキシブルな改築更新工事のための柔軟な予算措置（委託期間中の改築更新工事の事前一括審査・優先予算化等）
③適切なリスク分担	•民間活力を呼び込むうえでの適切な官民のリスク分担についての配慮（公共団体の加盟する下水道責任賠償保険の活用等）

【図表38】行政主体の取組と官民連携を通じた取組の役割分担（イメージ）



資料：DBJ作成





## エージェント型広域化・共同化スキームについて

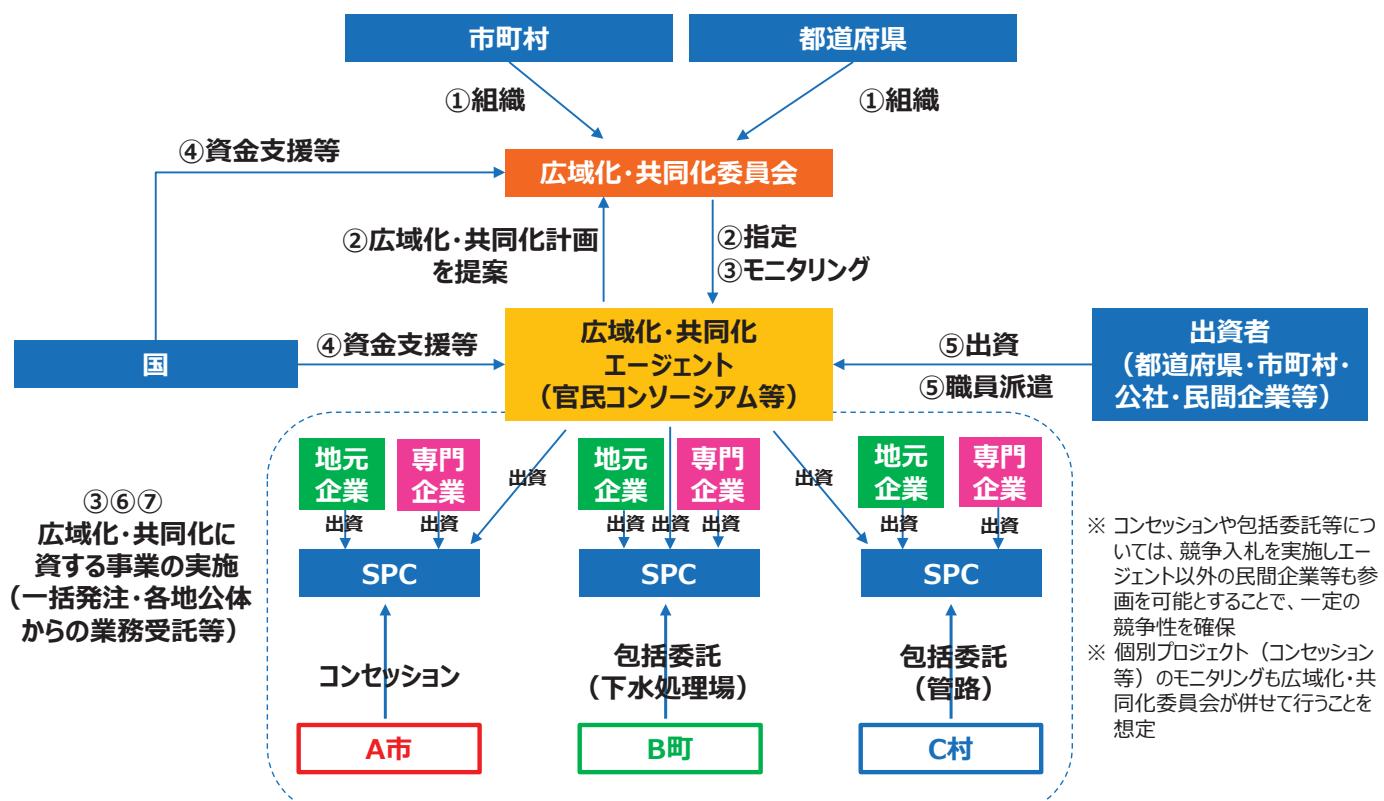
- 中長期的視点に基づき、計画段階からの官民連携を通じ実質的な広域化・共同化を図っていくための手法として、「エージェント型広域化・共同化スキーム」を提案する（【図表43】）
- 本スキームでは、広域化・共同化を検討する地公体によって構成する「広域化・共同化委員会」が、官民コンソーシアム等からの「広域化・共同化計画」の提案を受け、同コンソーシアム等を「広域化・共同化エージェント」として指定し、当該「広域化・共同化エージェント」が「広域化・共同化計画」に基づき各種事業を実施することを想定する
- 委員会はエージェントのモニタリングを主たる役割とし、エージェントが広域化・共同化に係る各種事業をマネジメント、コンセッション等の各プロジェクトは自治体毎にそれぞれSPCを組成することで、行政主体の広域化・共同化に係る制約・課題を克服することが可能と考えられる

### 【エージェント型広域化・共同化スキームの概要】

- ① 広域化・共同化を検討する都道府県および市町村が広域化・共同化委員会（以下、委員会）を組織する
- ② 委員会は、官民コンソーシアム等からの「広域化・共同化計画」の提案を受け、同コンソーシアム等を広域化・共同化エージェント（以下、「エージェント」）として指定する
- ③ エージェントは提出した「広域化・共同化計画」に基づき、広域化・共同化に資する事業を実施し、委員会はエージェントの取組をモニタリングする
- ④ 国は委員会およびエージェントへの資金支援・技術支援等を実施し、事業をサポートする
- ⑤ エージェントは官民コンソーシアム等を想定するが、地公体による出資の有無等は問わないこととする。エージェントの株主は都道府県・市町村・下水道公社・民間企業等が想定され、それぞれが必要に応じエージェントに対して職員派遣等を行う。必ずしも委員会構成員による出資を要さないこととし、柔軟な組織設計とする
- ⑥ エージェントは委員会構成員の代理人として、委員会構成員各者に跨がる業務の一括発注等を行う
- ⑦ エージェントは委員会構成員（A市、B町、C村）がそれぞれ行う事業（コンセッション、包括委託等）に応じ、地元企業・専門企業等とSPCを組成し、各SPCがそれぞれの業務を受託する

## エージェント型広域化・共同化スキームについて

【図表43】エージェント型広域化・共同化スキームのイメージ



## エージェント型広域化・共同化スキーム活用のメリットについて

- エージェント型広域化・共同化スキームの活用によって、官民連携を通じた実質広域化・共同化のメリット（P.35【図表36】参照）に加えて、下記のメリットを生み出すことが可能と考えられる

### 【エージェント型広域化・共同化スキーム活用のメリット】

メリット	内容
①広域化・共同化の実効性強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・広域化・共同化を検討する地公体（委員会構成員）とは別組織の広域化・共同化エージェントが広域化・共同化事業を担うことで、個別の地公体のマンパワー不足等の制約に囚われず、事業を実施することが可能</li><li>・委員会を複数の地公体で構成することにより、河川流域単位等、行政区画に囚われず、効率性の観点から広域化・共同化事業の検討が可能</li></ul>
②計画段階からの民間のノウハウの活用／ノウハウの集約	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間企業を含む広域化・共同化エージェントが広域化・共同化計画を提案することにより、計画段階から民間のノウハウを取り込むことが可能。中長期的観点に基づき、抜本的な広域化・共同化等の検討を行いやすくなる効果が期待できる</li><li>・民間企業や地公体からエージェントに対して人員を派遣することで、エージェントへのノウハウの集約が可能となる</li></ul>
③広域的モニタリング体制の構築／モニタリングコストの軽減	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員会がモニタリングを行うことで、広域的なモニタリング体制を構築することが可能。また、自力でモニタリング体制を構築することが困難な小規模自治体の負担を軽減することが可能</li></ul>
④スケールメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・エージェントが委員会構成員に共通する発注業務（物品調達等）を一括して行うことにより、構成員の発注事務負担を軽減するとともに、一括発注によるコスト削減が可能</li></ul>
⑤各地公体の財源構造等に囚われない事業の実施／競争性の確保／地元企業の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・コンセッションや包括委託等の個別プロジェクトは、地公体毎にSPCを設立することで財源構造の違い等の制約に囚われず事業を実施し、取引コストの削減等の官民連携を通じた実質広域化・共同化の効果を発現することが可能</li><li>・個別プロジェクトの実施にあたっては競争入札を行い、エージェント以外の民間企業も参画可能とすることで、一定の競争性を確保することが可能</li><li>・入札にあたって、地公体毎に地元企業の活用を要件とすること等が可能</li></ul>

## エージェント型広域化・共同化スキームの実現に向けた制度改正等について

- エージェント型広域化・共同化スキームの実現にあたっては、下記の制度改正等が必要となるものと考えられる

### 【エージェント型広域化・共同化スキームの実現に向けた必要となる制度改正等】

- ①広域化・共同化エージェントの指定制度／国による補助制度等の創設
  - ・委員会が下水道の広域化・共同化を担う組織として、官民コンソーシアム等からの「広域化・共同化計画」の提案を受け、広域化・共同化エージェントを指定。委員会による指定を受けたエージェントを公的な機関として位置づけ、国から補助や財政投融資等の資金支援を受けることを可能とする
- ②広域化・共同化計画の提案に必要となる情報の整理・開示
  - ・地方公営企業法の適用による財務諸表の整備をはじめ、官民コンソーシアム等が「広域化・共同化計画」を提案するため必要な情報を積極的に整理・開示するためのルールづくり・資金支援等
- ③委員会の設立および広域化・共同化エージェントの活用に向けた財政面でのインセンティブ措置
  - ・委員会を設立し、官民コンソーシアム等から提案を受けた「広域化・共同化計画」の認定を行った場合の、都道府県による広域化・共同化計画の策定免除および社会資本整備総合交付金に係る広域化・共同化計画の策定要件の免除等
  - ・官民コンソーシアム等による「広域化・共同化計画」の策定に係る資金支援
- ④指定を受けた広域化・共同化エージェントへの地公体職員派遣の柔軟化
  - ・広域化・共同化エージェントへの業務引継やノウハウの集約のため、委員会による指定を受けた広域化・共同化エージェントに対し、エージェントへの出資の有無に問わらず、地公体職員を派遣することを可能とする

以上

## ＜参考＞下水道分野における官民連携の推進に係る国等の支援について（2019年3月末時点）

### 国土交通省・内閣府

＜案件形成に向けた情報・ノウハウ共有＞

- 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」（2015年度～）
  - ・多様なPPP/PFI手法の導入方策を検討し、ノウハウ共有を図るための取組。全国より93の地公体が参画（2018年12月時点）
- 「下水道キャラバン」（2017年度～）
  - ・下水道事業における広域化・官民連携・革新的技術（B-DASH）に関する説明会
- 「げすいの窓口」（2017年度～）
  - ・地公体からの各種相談・質問受付

＜ガイドライン（例）＞

- ・下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン（2017年1月）
- ・下水管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（2014年3月）
- ・下水管路施設の管理業務における包括的民間委託導入事例集（2017年3月）
- ・処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン（2018年12月）
- ・下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（2014年3月、2018年度内改訂予定）

＜財政支援（例）＞

- 国土交通省
  - ・コンセッション事業等の導入に前向きな地公体（モデル都市）に対する検討支援（水管理・国土保全局下水道部）
  - ・先導的官民連携支援事業（総合政策局社会資本整備政策課）
- 内閣府（民間資金等活用事業推進室）
  - ・民間資金等活用事業調査費補助事業
  - ・PPP/PFI推進に資する支援措置（新規案件形成支援ほか）

### 株式会社民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）

- PPP/PFI（コンセッション等を含む）の事業化やファイナンス組成等に関する相談受付
- 独立採算型・混合型PFI事業に対するリスクマネーの提供

**著作権 (C) Development Bank of Japan Inc. 2019**  
**当資料は、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）により作成されたものです。**

当資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引等を勧誘するものではありません。本資料は当行が信用に足ると判断した情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しましては、ご自身のご判断でなされますようお願いいたします。本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い引用・複製する際には、必ず、『出所：日本政策投資銀行』と明記して下さい。

[本件問い合わせ先]

株式会社日本政策投資銀行  
地域企画部 PPP/PFI推進センター  
森永 啓  
TEL : 03-3244-1513